

資料編

－ 目次 －

青森大学学則.....	1-17
I. 【資料①】 各種規程.....	1-126
II. 【資料②】 教員の履歴、研究・教育活動等に関する記録	
II-1. 青森大学の教育研究活動等情報について.....	1-22
II-2. 社会学部.....	23-96
II-3. 経営学部.....	97-149
II-4. ソフトウェア情報学部.....	150-191
II-5. 薬学部.....	192-261
III. 【資料③】 青森大学ニュース (No29・No.30)	1-182
IV. 【資料④】 平成27年度災害避難訓練実施要項.....	1-3

青森大学学則

第1章 総則

(目的)

第1条 本大学は、教育基本法及び学校教育法に基づき、学術の理論と応用を教授研究して、有能にして良識ある人材を育成し、文化の発展並びに人類の福祉に貢献するとともに、地域社会の向上に資することを目的とする。

2 各学部・学科における人材養成に関する目的、教育研究上の目的は、次に掲げるとおりとする。

経営学部経営学科 経営学、経済学、商学に関する基礎的な知識・技術を教授し、企業人として必要な理解力・実務能力・対人関係能力を涵養し、経済のグローバル化やIT化などに対応できる人材、多角的な視点で課題を捉え柔軟で創造的な発想・解決法を提案できる人材を育成する。

社会学部社会学科 現代社会の理解に必要な社会学を中心とした関連諸学問に関する幅広い知見を身に付け、現代社会の諸問題を深く理解し、専門的な社会調査・分析能力を持って、地域社会や国際社会が直面している諸問題を実践的に解決していく人材を育成する。

また、基本的人権の尊重、権利擁護を基礎とした社会福祉の知識・技術・価値観の学びと実践を通して総合的で高度な専門知識を教授し、地域社会に貢献できる人材を育成する。

ソフトウェア情報学部ソフトウェア情報学科 基礎的な知識や情報技術からネットワークとプログラミング、CG・マルチメディア、インテリジェントシステム等の高度な情報技術までを教授することにより、応用力、実践力を身に付けさせ、情報通信社会の発展に寄与する人材を育成する。

薬学部薬学科 薬学の基礎となる科学的知識・技術を授け、さらに医療薬学的知識・技術及び医療人としての心構えと態度を身に付け、わが国の医療環境の進展に応え得る薬剤師を育成することを目的とする。

3 本大学の基本理念は、次に掲げるとおりとする。

(1) 青森の豊かな自然と文化の中で人間性と確かな教養を培い、社会に役立つ基礎学力、技術及び専門知識を身に付けさせるための実践的な教育を行う。

(2) 教員と学生の親密なコミュニケーションを通じて、教員が個々の学生の能力を十分に引き出すための親身な指導を行う。

(3) 大学の知的財産を活用することにより地域への社会貢献を行うとともに、地域との親密な交流を通じて地域から愛される大学となることを目指す。

(学部及び学科)

第2条 本大学に次の学部、学科を置く。

学部	学科
経営学部	経営学科
社会学部	社会学科
ソフトウェア情報学部	ソフトウェア情報学科
薬学部	薬学科

(学生定員)

第3条 学生定員は、次のとおりとする。

学 部	学 科	入 学 定 員	収 容 定 員
経 営 学 部	経 営 学 科	100名	400名
社 会 学 部	社 会 学 科	90名	360名
ソフトウェア情報学部	ソフトウェア情報学科	40名	160名
薬 学 部	薬 学 科	90名	540名

(修業年限)

第4条 修業年限は、薬学部を除き、4年とする。

2 薬学部の修業年限は、6年とする。

(最長在学年限)

第5条 在学期間は、薬学部を除く学部は8年、薬学部は12年を超えることができない。

ただし、編入学、転入学及び再入学した者の最長在学年限は、その者の修業すべき年数の2倍に相当する年数とする。

第2章 学年、学期及び休業日

(学年及び学期)

第6条 学年は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

2 前項の規定にかかわらず、学年は、10月1日に始まり、翌年9月30日に終わることがある。

3 学年を分けて、次の2学期とする。

4月1日を学年の始期とする場合

前学期 4月1日から9月30日まで

後学期 10月1日から翌年3月31日まで

10月1日を学年の始期とする場合

前学期 10月1日から翌年3月31日まで

後学期 4月1日から9月30日まで

4 1年間の授業を行う期間は、定期試験等の期間を含め、35週にわたることを原則とする。

(休業日)

第7条 休業日は、次のとおりとする。

(1) 日曜日

(2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に定める休日

(3) 創立記念日 4月15日

(4) 夏季休業 8月3日から9月17日まで

冬季休業 12月23日から翌年1月9日まで

春季休業 3月20日から3月31日まで

- 2 学長は、必要と認める場合、前項の休業日を変更し、又は臨時の休業日を定めることができる。
- 3 学長は、特別必要があると認めるときは、休業日においても授業日を設けることができる。

第3章 教育課程及び履修方法

(授業科目及び単位数)

第8条 各学部、学科の授業科目及びその単位数は、別表(1)のとおりとする。

(特別講義)

第9条 前条のほか必要がある場合には、特別講義を行うことができる。

(単位の計算方法)

第10条 授業科目の単位計算方法は、1単位の授業科目を45時間の学修を必要とする内容をもって構成することとし、授業の方法に応じ、当該授業による教育効果、授業時間外に必要な学修等を考慮して、次の基準により計算する。

- (1) 講義については、15時間の講義をもって1単位とする。
- (2) 演習については、15時間又は30時間の演習をもって1単位とする。
- (3) 実験、実習又は実技については、30時間又は45時間の実験、実習又は実技をもって1単位とする。

(履修方法及び卒業要件単位)

第11条 第8条に定める授業科目の履修方法及び修得すべき単位数は、次のとおりとする。

(1) 基礎スタンダード科目

①経営学部・経営学科

基礎スタンダード科目群から、48単位以上を履修しなければならない。

②社会学部・社会学科

基礎スタンダード科目群から、40単位以上を履修しなければならない。

③ソフトウェア情報学部・ソフトウェア情報学科

基礎スタンダード科目群から、40単位以上を履修しなければならない。

④薬学部・薬学科

基礎スタンダード科目群から、40単位以上を履修しなければならない。

(2) 専門科目

①経営学部・経営学科

専門科目群より76単位以上を履修しなければならない。

②社会学部・社会学科

専門科目群より84単位以上を履修しなければならない。

③ソフトウェア情報学部・ソフトウェア情報学科

専門科目群より84単位以上を履修しなければならない。

④薬学部・薬学科

専門科目群より185単位を履修しなければならない。

(3) 教職に関する科目

教育職員の免許を得ようとする者は、各学部の授業科目のほか教育職員免許法及び教育職員免許法施行規則に定める授業科目を履修しなければならない。これらの細則については別に定める。本大学において取得できる免許状の種類は次のとおりである。

学部	学科	教員免許の種類	免許教科
経営学部	経営学科	中学校教諭一種免許状	保健体育
		高等学校教諭一種免許状	商業・保健体育
社会学部	社会学科	中学校教諭一種免許状	社会
		高等学校教諭一種免許状	公民
ソフトウェア情報学部	ソフトウェア情報学科	中学校教諭一種免許状	数学
		高等学校教諭一種免許状	数学・情報

(4) 司書に関する科目

社会学部社会学科に司書養成課程を設置する。

司書資格を取得しようとする者は、図書館法及び図書館法施行規則に定める図書館に関する科目を履修しなければならない。この細則については別に定める。

(他学部、他学科、他大学の授業科目の履修及び単位認定)

第12条 本大学において、教育上有益と認めるときは、学生に本大学の異なる学部又は学科の授業科目を履修させることができる。

2 教育上有益と認めるときは、他の大学又は短期大学との協議により、学生に当該大学又は短期大学の授業科目を履修させることができる。

3 前項の規定により履修した授業科目について修得した単位は、30単位を超えない範囲で、本大学の卒業要件単位として認めることができる。

(第1年次入学者の既修得単位の認定)

第13条 大学又は短期大学を卒業又は中途退学し、新たに本大学の第1年次に入学した学生の既修得単位について、教育上有益と認めるときは、これを本学において修得したものとして認定することができる。

2 前項の単位認定は、30単位を限度としてこれを行う。

第4章 入学、退学、転学及び除籍

(入学の時期)

第14条 入学の時期は、学期の始めとする。

(入学資格)

第15条 入学資格を有する者は、次の各号の一に該当する者とする。

- (1) 高等学校若しくは中等教育学校を卒業した者
- (2) 通常の課程による12年の学校教育を修了した者又は通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者
- (3) 外国において、学校教育における12年の課程を修了した者又はこれに準ずる者で文部科学大臣の指定した者
- (4) 文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者
- (5) 文部科学大臣の指定した者
- (6) 高等学校卒業程度認定試験規則による高等学校卒業程度認定試験に合格した者(旧規程による大学入学資格検定に合格した者を含む。次条において同じ。)
- (7) 本大学において、相当の年齢に達し、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者で18歳に達した者

(入学志願)

第16条 入学を志願する者は、別に定める入学検定料を添えて次の書類を所定の期日までに提出しなければならない。

- (1) 入学願書
- (2) 出身学校の卒業証明書又は卒業見込証明書
- (3) 出身学校の調査書
- (4) 最近撮影の写真(3か月以内)
- (5) 推薦入学の場合には、出身高等学校長の推薦書
- (6) 高等学校卒業程度認定試験規則による高等学校卒業程度認定試験に合格した者は、合格証明書及び成績証明書
- (7) その他本大学において必要と認める書類

(入学者の選抜)

第17条 入学者の選抜は、調査書、学力検査、面接、その他能力・適性等に関する検査等により行う。

(編入学)

第18条 本大学に編入学を志願する者は、選考のうえ相当年次に入学を許可することができる。

2 前項の規定により、各学部の2年次以上に入学できる者は、次の各号の一に該当する者で、かつ本

大学の所定の単位を修得した者と同等以上の学力を有する者でなければならない。

- (1) 大学を卒業した者又は2年以上在学した者
 - (2) 短期大学又は高等専門学校を卒業した者
 - (3) 外国の大学又はこれに相当する課程を卒業した者又は2年以上在学した者
- 3 前2項の規定により入学を許可された者の、既に履修した授業科目及び単位数の取り扱い並びに入学すべき年次については、教授会が審議し、学長が決定する。

(転入学)

第19条 他の大学に在学する者で、その大学の許可を得て本大学に転入学を願い出た者については選考のうえ相当年次に入学を許可することができる。

(再入学)

第20条 第24条の規定により、本大学をいったん退学した者で、再入学を願い出た者については選考のうえ相当年次に入学を許可することができる。

- 2 第28条第1項第3号の規定により除籍になった者で、除籍後2か月を超えた時期に未納の納付金全額を納付し、再入学を願い出た者については、選考のうえ相当年次に入学を許可することができる。

(転入学・再入学者の取り扱い)

第21条 前2条の規定による転入学及び再入学については、第18条第3項の規定を準用する。

(入学手続)

第22条 第17条から前条までの規定により、選抜又は選考に合格した者は、指定の期日までに所定の書類を提出するとともに、入学金その他定められた学費を納付して入学手続きを完了しなければならない。

- 2 入学の許可は、前項の手続を完了した者に対して行う。

(保証人)

第23条 学生は、同人の在学中の一切の責任を保証するため、保証人を定め届け出なければならない。

- 2 保証人は、独立して生計を営む者で保証人の責を果し得る者とし、父母のいずれか又はこれに準ずる者とする。
- 3 学生は、保証人が死亡したとき、又はその他の事由により保証人の責を果し得ない状況になった場合は、新たに保証人を定め届け出なければならない。保証人が住所又は氏名を変更した場合も同様とする。

(退学・転学)

第24条 疾病その他の事由により退学しようとする者、又は他の大学等に転学しようとする者は、その事由を付し、保証人連署のうえ学長に願い出て許可を得なければならない。

(入学、退学及び転学の許可)

第25条 入学の許可は、教授会が審議し、学長がこれを行う。

2 退学及び転学の許可は、学長がこれを行う。

(転学部)

第26条 学内で、他の学部に移しようとする者があるときは、転出及び転入する学部の教授会が審議し、学長が許可することができる。

2 転学部の時期は、学期の始めとする。

(転学科)

第27条 学部内で、他の学科に移しようとする者があるときは、教授会が審議し、学長が許可することができる。

2 転学科の時期は、学期の始めとする。

(除籍)

第28条 次の各号の一に該当する者は、学長が除籍にする。

(1) 第5条に規定する在学期間を超える者

(2) 第30条第2項に定める休学期間を超えてもなお復学できない者

(3) 授業料その他の納付金の納付を怠り、督促をしてもなお納付しない者

(4) 1年以上にわたり行方不明の者

2 6ヶ月以上にわたり音信不通又は行方不明の者に対しては、学長が除籍にすることができる。

(二重学籍の禁止)

第29条 学生は、在学中に学位取得を目的として他の大学に在籍することはできない。

第5章 休学、復学及び留学

(休学)

第30条 疾病その他やむを得ない事由により3か月以上出席できない場合は、期間及びその事実を証明する書面を添えて保証人連署のうえ、学長に願い出てその許可を得て休学することができる。

(休学期間)

第31条 休学できる期間は、1年以内とする。ただし、教授会が審議し、学長が認めたときは更に1年延長することができる。

2 休学の期間は、通算して、薬学部を除く学部は4年、薬学部は6年をこえることはできない。

3 休学の期間は、在学期間に算入しない。

(復学及び復籍)

第32条 休学した学生は、その事由が消滅したときは必要な書面を添えて保証人連署のうえ、学長に願い出、許可を得て復学することができる。

2 第28条第1項第3号の規定により除籍になった者が、除籍後2か月以内に未納の納付金全額を納付し、

学長に願い出たときは、学長は、復籍を許可することができる。

(留学)

第33条 学長は、教育上有益と認めるとき、又は学生からの申し出があり教育上有益と認めるときは、学生を外国の大学に留学させることができる。

2 前項の規定により、留学した場合は第12条第2項の規定を準用する。

第6章 試験、卒業及び学位

(試験及び単位)

第34条 所定の授業科目を履修した者に対して試験を行い、合格した者に単位を与える。

2 授業料その他の納付金の納付を怠っている者は、試験を受けることができない。

3 やむを得ない事由のため試験を受けることができなかった者については、臨時に試験を行うことができる。

(成績)

第35条 授業科目の履修成績は、S、A、B、C、D、Nに分け、S、A、B及びCを合格とし、D及びNを不合格とする。

(卒業)

第36条 第4条に定める期間在学し、所定の単位を修得した者を卒業と認定し、学長は学位記を授与する。

(学士)

第37条 前条により卒業を認定された者に、学長は次の学士の学位を授与する。

経営学部	経営学科	学士(経営学)
社会学部	社会学科	学士(社会学)
ソフトウェア情報学部	ソフトウェア情報学科	学士(情報工学)
薬学部	薬学科	学士(薬学)

第7章 入学金、授業料その他の納付金

(入学金、授業料等)

第38条 入学金、授業料その他の納付金は、別表(2)のとおりとする。

(授業料等の納入)

第39条 授業料その他の納付金は、毎学年の初めに全額、又は分割により指定された期日までに納入しなければならない。

2 既納の授業料その他の納付金は、いかなる理由があっても返還しない。ただし、第40条の規定により減額された場合にあつては、この限りでない。

- 3 学年の途中で退学をした者に対しても前項と同様とする。
- 4 第2項の規定にかかわらず、入学手続きのために授業料その他の納付金を納入した者が入学を辞退した場合は、入学金を除いて返還することがある。

(休学者の扱い)

第40条 休学期間中は、授業料を減額することがある。これについては別に定める。

(その他の納付金)

第41条 学部又は学科によっては、実験費及び実習費等を徴収することがある。

第8章 社会人学生、委託学生、外国人学生、科目等履修生及び研究生

(社会人学生等、科目等履修生及び研究生)

第42条 本大学は、広く社会に門戸を開き、志願する者に、社会人学生、委託学生、外国人学生、科目等履修生及 研究生として、選考のうえ入学を許可する。

(入学資格)

第43条 社会人学生、委託学生、外国人学生及び科目等履修生の入学資格は、第15条の規定を準用する。
2 研究生の入学資格は、学士の学位を有することとする。

(入学許可及び時期)

第44条 第42条の入学の許可は、教授会が審議し、学長がこれを行う。
2 入学の時期は、学年又は学期の始めとする。

(単位の修得)

第45条 社会人学生、委託学生、外国人学生及び科目等履修生が履修した授業科目について、試験をうけ合格したときは単位の修得を認める。この場合においては、第34条及び第35条の規定を準用する。

(その他の定め)

第46条 社会人学生、委託学生、外国人学生、科目等履修生及び研究生の取り扱いについて必要な事項は別に定める。

第9章 職員及び運営組織

(職員)

第47条 本大学に、学長、教授、准教授、講師、助教、助手、事務職員及び技術職員その他必要な職員を置く。
2 本大学に、教育研究を向上させるとともに、大学の円滑な運営に資するために特任教授を置くことが

できる。

3 本大学薬学部に、5年以上の薬剤師としての実務経験を有する特任教授、特任准教授、特任講師、特任助教を置くことができる。

(副学長)

第48条 本大学に、必要に応じ副学長を置くことができる。

(学部長・次長)

第49条 各学部に学部長を置き、その学部の教授をもってあてる。

2 学部には、必要に応じて学部次長を置くことができる。

(学科長)

第50条 学部の各学科に学科長を置き、その学科の教授をもってあてる。

(選任)

第51条 学長、副学長、学部長、学部次長、学科長、教授、准教授、講師、助教及び助手並びに第47条第3項に規定する特任教授、特任准教授、特任講師及び特任助教の選任についてはこれを別に定める。

(部長会)

第52条 本大学に部長会を置く。

2 部長会は、学長、副学長、学長補佐、学部長、教務部長、学生部長、図書館長、総合研究所長、就職部長、地域貢献センター長、オープンカレッジ所長、事務局長をもって組織する。ただし、必要があるときは、その他の教職員を加えることができる。

3 部長会は、次の事項を審議する。

- (1) 大学運営の基本事項に関すること
- (2) 教育研究環境の整備に関すること
- (3) 学部及び他の機関の連絡調整に関すること
- (4) 全学的な教学マネジメントに関すること
- (5) その他学長が必要と認めた事項

(教授会)

第53条 各学部に教授会を置く。

2 教授会は、当該学部に所属する教授及び特任教授をもって組織する。ただし、必要あるときは、その他の教職員を加えることができる。

3 教授会は、学長が当該学部に係わる次の事項について決定を行うに当たり意見を述べるものとする。

- (1) 学生の入学、卒業及び課程の修了
- (2) 学位の授与
- (3) 前二号に掲げるもののほか、教育研究に関する重要な事項で、教授会の意見を聴くことが必要な

ものとして学長が定めるもの

- 4 教授会は、前項に規定するもののほか、学長及び学部長その他の教授会が置かれる組織の長（以下、この項において「学長等」という。）がつかさどる教育研究に関する事項について審議し、及び学長等の求めに応じ、意見を述べることができる。

第54条 削除

（その他の定め）

第55条 部長会及び教授会の運営については、別にこれを定める。

（各種委員会）

第56条 本大学の教務、学生その他に関する事項を審議するため、教務委員会、学生委員会、その他各種委員会を置く。

- 2 教務委員会、学生委員会、その他各種委員会の組織及び運営については、別にこれを定める。

第10章 附属教育研究施設

（図書館）

第57条 本大学に図書館を設置し、図書・文献資料等を収集管理して、学生、職員及び一般市民の閲覧に供する。

- 2 図書館の運営については、別にこれを定める。

（附置研究所）

第58条 本大学に、総合研究所を付置する。

- 2 総合研究所には、次の研究班を置く。

- (1) 産業研究班
- (2) 地域問題研究班
- (3) 学際情報研究班
- (4) 文化・環境研究班

- 3 総合研究所の運営については、別にこれを定める。

第11章 厚生保健施設及びその他の施設

（学生寮）

第59条 本大学は、通学困難な学生を収容して修学の便を図るため、学生寮を置く。

- 2 学生寮の運営については、別にこれを定める。

（保健施設）

第60条 学生及び職員の保健管理のため、保健施設を置く。

(文化、体育活動等施設)

第61条 学生の文化及び体育活動等に資するため、必要な施設を置く。

(学生食堂)

第62条 本大学に、学生食堂を置く。

第12章 公開講座

(公開講座)

第63条 社会人の教養を高め、文化の向上に資するため、本大学に公開講座を設けることができる。

第13章 賞罰

(表彰)

第64条 学業、人物ともに優秀な学生については、これを表彰することがある。

(懲戒)

第65条 学則及び諸規程に違反し、又は学生の本分に反する行為をした者は、懲戒する。

2 懲戒は、訓告、停学及び退学とする。ただし、退学は次の各号の一に該当する場合とする。

- (1) 性行不良で改善の見込がないと認められる者
- (2) 学力劣等で成業の見込がないと認められる者
- (3) 正当の理由がなくて出席常でない者
- (4) 大学の秩序を乱し、その他学生としての本分に反した者

(賞罰の手続)

第66条 賞罰は、学生委員会が審議し、学長がこれを行う。

第14章 改正及び雑則

(改正)

第67条 本学則の改正は、部長会が審議し、学長が理事会に諮るものとする。

(施行細則その他)

第68条 本学則施行についての細則その他必要な事項は、別に定める。

附 則

この学則は、昭和43年4月1日からこれを施行する。

附 則

この学則は、昭和44年4月1日からこれを改正施行する。

附 則

この学則は、昭和48年4月1日からこれを改正施行する。

附 則

この学則は、昭和54年4月1日からこれを改正施行する。

附 則

この学則は、昭和56年4月1日からこれを改正施行する。

附 則

この学則は、昭和59年4月1日からこれを改正施行する。

附 則

この学則は、昭和60年4月1日からこれを改正施行する。

附 則

この学則は、昭和62年4月1日からこれを改正施行する。

附 則

この学則は、昭和63年4月1日からこれを改正施行する。

附 則

- 1 この学則は、平成2年4月1日からこれを改正施行する。
- 2 本学則施行の際、従前の旧免許状授与の所要資格を得させるための専門教育科目の教育課程（以下「旧課程」と言う。）については、平成2年3月31日に当該旧課程が適用される学科に在学していた者が、当該学科に在学しなくなるまでの間存続するものとする。

附 則

- 1 この学則は、平成3年4月1日からこれを改正施行する。
- 2 第3条の規定にかかわらず平成3年度から平成11年度までの入学定員は次のとおりとする。

学 部 学 科 名	入学定員
経営学部 経営学科	180名
社会学部 社会学科	180名

附 則

この学則は、平成4年4月1日からこれを改正施行する。

附 則

この学則は、平成5年4月1日からこれを改正施行する。

附 則

この学則は、平成6年4月1日からこれを改正施行する。

附 則

この学則は、平成7年4月1日からこれを改正施行する。

附 則

この学則は、平成8年4月1日からこれを改正施行する。

附 則

- 1 この学則は、平成9年4月1日からこれを改正施行する。
- 2 この学則改正施行の際、現に存する社会学部社会学科の教育課程は、当該学生の在学する間、なお従前の例による。
- 3 第3条の規定にかかわらず平成9年度から平成11年度までの入学定員は次のとおりとする。

学 部 学 科 名	入学定員
経営学部 経営学科	160名
社会学部 社会学科	180名

附 則

この学則は、平成10年4月1日からこれを改正施行する。

附 則

この学則は、平成11年4月1日からこれを施行する。

附 則

- 1 この学則は、平成12年4月1日からこれを施行する。
- 2 第3条の規定にかかわらず、平成12年度から平成16年度までの入学定員は次のとおりとする。

学 部 学 科	入 学 定 員				
	12年度	13年度	14年度	15年度	16年度
経営学部・経営学科	137	129	121	113	105
社会学部・社会学科	172	164	156	148	140

- 3 この学則施行の際、従前の旧免許状授与の所要資格を得させるための専門教育科目及び教職に関する科目の教育課程（以下「旧課程」と言う。）については、平成12年3月31日に当該旧課程が適用

される学科に在学していた者が、当該学科に在学しなくなるまでの間存続するものとする。

附 則

- 1 この学則は、平成13年4月1日からこれを施行する。
- 2 この学則施行の際、現に入学している者で高等学校教諭一種免許の福祉又は情報の教科を取得しようとする場合は、改正後の規定を適用する。

附 則

- 1 この学則は、平成14年4月1日からこれを施行する。
- 2 この学則施行の際、経営学部産業学科および工学部電子情報工学科は平成14年3月31日に当該学科に在学する者が当該学科に在学しなくなるまでの間、存続するものとする。

附 則

この学則は、平成15年4月1日からこれを施行する。

附 則

- 1 この学則は、平成16年4月1日からこれを改正施行する。
- 2 経営学部産業デザイン学科並びに工学部電子システム学科、情報システム学科及び生物工学科は、改正後の第2条の規定にかかわらず、平成16年3月31日に当該学科に在学する者が、当該学科に在学しなくなるまでの間、なお存続するものとする。

この場合において、履修方法、習得すべき単位数、取得できる教育職員免許状、卒業を認定された者に授与する学位に関する改正前の第11条及び37条の規定は、なお効力を有するものとする。

- 3 経営学部産業デザイン学科及び工学部に係る授業科目及びその単位数並びに工学部の学生納付金は、改正後の改正後の第8条関係別表（1）及び第38条関係別表（2）の規定にかかわらず、平成16年3月31日に当該学科に在学する者が、当該学科に在学しなくなるまでの間は、なお効力を有するものとする。
- 4 平成12年4月1日改正施行の附則第2項の表中、経営学部経営学科、社会学部社会学科の平成16年度の入学定員を、それぞれ「105」を「80」に、「138」を「100」に読み替えるものとする。

附 則

- 1 この学則は、平成17年4月1日からこれを改正施行する。
- 2 経営学部ビジネス情報学科は、改正後の第2条の規定にかかわらず、平成17年3月31日に当該学科に在学する者が、当該学科に在学しなくなるまでの間、なお存続するものとする。

この場合において、履修方法、習得すべき単位数、取得できる教育職員免許状、卒業を認定された者に授与する学位に関する改正前の第11条及び37条の規定は、なお効力を有するものとする。

- 3 経営学部ビジネス情報学科に係る授業科目及びその単位数並びに学生納付金は、改正後の改正後の第8条関係別表（1）及び第38条関係別表（2）の規定にかかわらず、平成17年3月31日に当該学科に在学する者が、当該学科に在学しなくなるまでの間は、なお効力を有するものとする。

附 則

- 1 この学則は、平成18年4月1日からこれを改正施行する。
- 2 薬学部医療薬学科は、改正後の第2条の規定にかかわらず、平成18年3月31日に当該学科に在学する者が、当該学科に在学しなくなるまでの間存続するものとする。この場合において、学生定員、修業年限、履修方法、習得すべき単位数、取得できる教育職員免許状の種類、卒業を認定された者に授与する学位に関する改正前の第3条、第4条、第11条及び37条の規定は、なお効力を有するものとする。
- 3 平成18年3月31日に薬学部医療薬学科に在学する者に係る授業科目及びその単位数並びに学生納付金は、改正後の第8条関係別表（1）及び第38条関係別表（2）の規定にかかわらず、当該学科に在学する者が当該学科に在学しなくなるまでの間は、なお従前の規定が効力を有するものとする。

附 則

- 1 この学則は、平成19年4月1日から改正施行する。
- 2 教員免許の種類のうち社会学部社会福祉学科において取得できる養護学校教諭一種免許状に関する規定は、第11条第3号に掲げる表の規定にかかわらず、平成19年3月31日に当該学科に在学する者が当該学科に在学しなくなるまでの間は、なお従前の規定が効力を有するものとする。

附 則

- 1 この学則は、平成20年4月1日から改正施行する。
- 2 卒業に必要な単位数については、改正後の第11条の規定にかかわらず、平成19年度以前の入学者については、なお改正前の規定が効力を有する。

附 則

平成17年4月に募集停止した経営学部ビジネス情報学科は、平成17年3月31日に当該学科に在学する者が、平成20年3月に当該学科に在学しなくなったので廃止する。

附 則

- 1 この学則は、平成21年4月1日から改正施行する。
- 2 第3条の規定にかかわらず、学年進行中に係る各年次の学生の収容定員は次のとおりとする。

学 部	学 科	収 容 定 員				
		平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
経営学部	経営学科	450	480	510	520	520
社会学部	社会学科	390	380	370	360	360
	社会福祉学科	490	400	310	240	240
ソフトウェア情報学部	ソフトウェア情報学科	230	220	210	200	200
薬学部	薬学科	450	540	630	600	570

- 3 平成16年4月に募集停止した工学部は、平成16年3月31日に当該学部で在学する者が、平成21年3月に当該学部で在学しなくなったため廃止する。

附 則

この学則は、平成 23 年 4 月 1 日から改正施行する。

附 則

平成 18 年 4 月に募集停止した薬学部医療薬学科は、平成 18 年 3 月 31 日に当該学科に在学する者が、平成 23 年 3 月に当該学科に在学しなくなったので廃止する。

附 則

この学則は平成 24 年 4 月 1 日からこれを改正施行する。

- 2 社会学部社会福祉学科は、改正後の第 2 条の規定にかかわらず、平成 23 年 3 月 31 日に当該学科に在学する者が、当該学科に在学しなくなるまでの間存続するものとする。この場合において、学生定員、修業年限、履修方法、修得すべき単位数、取得できる教育職員免許状の種類、卒業を認定された者に授与する学位に関する改正前の第 3 条、第 4 条、第 11 条及び第 37 条の規定は、なお効力を有するものとする。
- 3 平成 23 年 3 月 31 日に社会学部社会福祉学科に在学する者に係る授業科目及びその単位数並びに学生納付金は、改正後の第 8 条関係別表(1)及び第 38 条関係別表(2)の規定にかかわらず、当該学科に在学する者が当該学科に在学しなくなるまでの間は、なお従前の規定が効力を有するものとする。

附 則

この学則は、平成 24 年 12 月 7 日から改正施行する。

附 則

- 1 この学則は、平成 25 年 4 月 1 日からこれを改正施行する。
- 2 改正後の別表(1)の規定にかかわらず、平成 25 年 3 月 31 日に在学する学生(平成 25 年 4 月 1 日以降に編入学した学生を含む。)の教育課程については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この学則は、平成 26 年 4 月 1 日からこれを改正施行する。
- 2 改正後の別表(1)の規定にかかわらず、平成 26 年 3 月 31 日に在学する学生(平成 26 年 4 月 1 日以降に編入学した学生を含む。)の教育課程については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この学則は、平成 27 年 4 月 1 日からこれを改正施行する。
- 2 改正後の別表(1)の規定にかかわらず、平成 27 年 3 月 31 日に在学する学生(平成 27 年 4 月 1 日以降に編入学した学生を含む。)の教育課程については、なお従前の例による。

附 則

平成 24 年 4 月に募集停止した社会学部社会福祉学科は、平成 24 年 3 月 31 日に当該学科に在学する者が、平成 27 年 3 月に当該学科に在学しなくなったため廃止する。

私費外国人留学生授業料等減免に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、青森大学私費外国人留学生を対象として、経済的理由により修学困難な者に対して、授業料等の一部を減免し、その経済的負担を軽減することによって、学業が継続され、留学の実を上げることが目的とする。

(選考基準)

第2条 授業料減免を受ける者は、正規課程の留学生として学部又は在学する学生で、次の条件を備えているものとする。

- (1) 経済的理由により学費の支弁が困難であること。
- (2) 修学意欲が強く学業継続の意志があること。

2 次の各号のいずれかに該当する者については、授業料等減免の対象としない。

- (1) 国費外国人留学生及び外国政府派遣留学生
- (2) 出席日数等の履修状況により、学業継続の意志が認められない者
- (3) 休学している者
- (4) 本大学特待生である者
- (5) その他授業料等減免者の資格に該当しないと認められる者

(申請手続き)

第3条 授業料等減免を希望する者は、所定の申請書に次の書類を添付し、事務局学生課へ申請するものとする。

- (1) 在留資格を確認できる書類
- (2) 経済状況を証明する文書
- (3) その他大学が必要と認める書類

(減免額)

第4条 授業料等減免の額は、所定の納付額の半額を限度とする。

(減免期間)

第5条 授業料等減免は、当該年度1か年とする。ただし再申請を妨げない。

(審査決定)

第6条 授業料等減免を受ける留学生は、学部において、その経済、学業状況等について審査し、留学生授業料等減免に関する委員会が審議し、学長が決定し、その決定を受けて理事長が授業料等減免を行う。

(留学生授業料等減免に関する委員会)

第7条 留学生授業料等減免に関する委員会は、次の委員をもって構成する。

(1) 学長

(2) 各学部長

(3) 各学科長

(4) 各学部の教授、准教授、講師及び助教のうちから学長が指名する各学科2名以内の教員。

2 必要があるときは、その他の教職員を加えることができる。

3 委員会の委員長は、学長があたる。

4 委員会は、授業料減免等の可否について審議する。

(減免の取消し等)

第8条 学部において、次の各号のいずれかにより不適格と認められたときは、学長はその授業料等減免を取り消すことができる。

(1) 休学又は退学したとき

(2) 学則に違反する行為があったとき

(3) 学業成績又は素行が著しく不良となったとき

(4) 第2条第1項の各号に該当しなくなったとき

(5) 第2条第2項のいずれかに該当するとき

(6) その他授業料等減免の取消しに相当する理由があったとき

2 前項により授業料等減免を取り消された者は、所定の授業料等を納入しなければならない。

(庶務)

第9条 私費外国人留学生授業料等減免に関する事務は、事務局学生課が行う。

附 則

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この規程の改正は、平成27年4月1日から施行する。

平成 年 月 日

学 長

殿

学部学科

学 年

氏 名

(パスポート・アルファベット表記)

署 名

私費外国人留学生授業料減免申請書

私は平成 年度授業料等の減免を、下記の理由により申請します。

記

減免申請の理由（申請者本人が必ず記入のこと）

私費外国人留学生調書

学部学科名	学年	国名	氏名

私費留学生生計報告書			
滞在費の支弁方法及び1ヶ月当たりの平均家計簿			
収入		支出	
仕送り額		住居費	
奨学金		食費	
()		勉学費	
アルバイト収入		衣料・日用品費	
その他		交通費	
		医療費	
		その他 ()	
合計		合計	

私費留学生教員所見	
家計状況	
学業	
平成 年 月 日	
(指導教員)	
職・氏名	
⑩	

青森大学ファカルティ・ディベロップメント(FD) 委員会規程

(目的)

第1条 この規程は、青森大学ファカルティ・ディベロップメント委員会（以下「委員会」という。）の構成、役割、運営等について定める。

(役割)

第2条 委員会は、全学のファカルティ・ディベロップメント（以下「FD」という。）活動が持続的に実行されるよう、次の事項について審議するとともに、各年度におけるFD活動の推進機能を併せもつものとする。

- (1) FD活動の企画立案
- (2) FD活動の実施計画の立案
- (3) FD活動の評価
- (4) FD活動に関する情報の収集
- (5) その他、委員長（学長）の諮問事項

(組織)

第3条 委員会は、次に掲げる委員をもって構成する。

- (1) 学長
 - (2) 学部長
 - (3) 教務委員長
 - (4) 事務局長及び教務課長
 - (5) 学長が委嘱する委員 若干名
- 2 委員会に委員長を置き、学長をもって充てる。
 - 3 委員会に副委員長を置き、あらかじめ委員長の指名する委員をもって充てる。
 - 4 委員の任期は1年とする。ただし、再任を妨げない。

(会議)

第4条 委員会は、年2回以上開催する。

- 2 委員会は、委員長が招集し、その議長となる。
- 3 委員長に事故あるときは、副委員長がその職務を行う。

- 4 委員長は、必要と認めた場合、委員以外の者を出席させることができる。
- 5 委員会は、委員の過半数をもって成立し、審議事項の決裁には出席委員の過半数の賛成を必要とする。

(庶務)

第5条 委員会の庶務は、教務課において処理する。

(規程の改廃)

第6条 この規程の改廃は、委員会が審議し、学長が行う。

附 則

この規程は、平成22年10月20日から施行する。

附 則

この規程の改正は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この規程の改正は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この規程の改正は、平成27年4月1日から施行する。

青森大学ハラスメント防止対策規程

第1章 総則

(目的)

第1条 青森大学（以下「大学」という。）は、学内におけるハラスメントを防止することにより、学生（以下「学生」という。）並びに教育職員及び事務職員（以下「教職員」という。）が個人として人権を尊重され学生の勉学及び教職員の業務遂行が快適な環境で行えることを保障するため、この規程を定める。

(定義)

第2条 ハラスメントとは、教育、研究、就業及び課外活動等においてなされる以下の各号に掲げる用語ごとに、定めるところによる。

(1) セクシュアル・ハラスメント

教職員が他の教職員、学生又は関係者を不快にさせる性的な言動、学生が教職員、他の学生又は関係者を不快にさせる性的な言動及び関係者が教職員又は学生を不快にさせる性的な言動

(2) アカデミック・ハラスメント

教員がその職務上の地位又は権限を不当に利用して他の教員又は学生に対して行う研究若しくは教育上又は就学上の不適切な言動

(3) パワー・ハラスメント

教職員が職務上の地位又は権限を不当に利用して他の教職員に対して行う就労上の不適切な言動

(4) ハラスメント

前3号に掲げる言動及びこれに類する言動

第2章 ハラスメント関連委員会等の設置

(設置)

第3条 大学にハラスメント防止のため、次のものを置く。

(1) ハラスメント防止対策委員会（以下「防止対策委員会」という）

(2) ハラスメント相談員（以下「相談員」という）

(3) ハラスメント調停委員（以下「調停委員」という）

(4) ハラスメント調査委員（以下「調査委員」という）

第3章 防止対策委員会

(構成)

第4条 防止対策委員会の構成員は、次の通りとする。

- (1) 学生委員長
- (2) 学生課長
- (3) 大学の学生委員会のうちから 7 名
- (4) 大学の事務職員のうちから学長が指名した者 2 名
- (5) 本会の運営に必要とされる女性教職員 若干名
- (6) 必要に応じて、青森大学の学長が指名した者 若干名

2 委員の構成に当たっては、男女のバランスに配慮するものとする。

(任務)

第5条 防止対策委員会の任務は、次の通りとする。

- (1) ハラスメントによる人権侵害を防止するための調査及び啓発に関すること。
- (2) ハラスメントの紛争解決（相談、調停、調査、裁定）に関すること。
- (3) ハラスメントについて学長から諮問のあった事項に関すること。
- (4) その他、学内におけるハラスメント防止に関すること。

(任期)

第6条 委員の任期は、2年とする。但し再任は妨げない。

- 2 委員が任期途中で辞任した場合は、後任者の任期は、前任者の残存期間とする。
- 3 任期満了に伴う選任に当たっては、少なくとも委員のうちの半数は留任とする。

(委員長)

第7条 防止対策委員会の委員長は、学生委員長とする。

- 2 委員長に事故あるときは、学長が指名した者がその職務を代行する。
- 3 委員長は、防止対策委員会を招集し、その議長となる。

(議決)

第8条 防止対策委員会は委員の過半数が出席しなければ、議決することはできない。

- 2 防止対策委員会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数の時は委員長の決するところによる。

(委員以外の扱い)

第9条 委員長は、必要があると認める時は、防止対策委員会が審議し、委員以外の者の出席を求めることができる。

(報告)

第10条 防止対策委員会は、ハラスメントの救済・処分及び環境の改善のためにとるべき措置、その他個別の事案への対応策をまとめたときは、直ちに学長に報告しなければならない。

(措置)

第11条 学長は、前条の報告を受けたときは、直ちに必要な措置を講ずるものとする。

2 前項のうち教職員及び学生の処分については第8章の規定によるものとする。

第4章 相談

(相談窓口)

第12条 大学はハラスメントの被害を受けた者がその保護や救済について相談し易い環境を保持するため、学生課を相談窓口とする。

2 相談窓口の担当者は、ハラスメントの被害を受けた者から相談の申し出があったときは、次条に定める相談員を紹介し、相談員に連絡するものとする。

(相談員)

第13条 大学は、ハラスメントの相談に応じるために相談員を置く。

(委嘱)

第14条 相談員は、防止対策委員会の委員より選任する。

2 相談員の選任に当たっては、所属部署並びに男女のバランスに配慮するものとする。

(任務)

第15条 相談員の任務は、次の通りとする。

(1) ハラスメントの被害を受けた者の申し立てがあった場合(以下申し立て者を「申立人」という)、直ちに相談に応ずること。

(2) 調停または裁定の申し立てを受けた時は相談に応じ、その手続きの説明を行うこと。

(3) ハラスメントの相談内容を防止対策委員会に報告すること。

(4) 申立人に対し専門的カウンセラーを紹介し、もしくは医療的対応が必要な場合に適切な措置を講ずること。

(5) ハラスメントを防止し、かつ啓発するために必要な活動を行うこと。

(任 期)

第16条 相談員の任期は、2年とする。ただし再任は妨げない。

2 相談員が任期の途中で辞任した場合、後任者の任期は、前任者の残存期間とする。

3 任期満了に伴う選任に当たっては、少なくとも相談員のうちの半数は留任とする。

(公 示)

第17条 大学は、相談員の氏名、所属、連絡用電話及び電子メールアドレスを大学が発行する印刷物もしくは掲示板により公示するものとする。

(相談方法)

第18条 申立人は、相談員と直接面談するほか、手紙、電話または電子メール等でも相談を行うことができる。

(協議等)

第19条 相談員は、当該事案について必要な場合は、他の相談員とその対応について協議するほか、カウンセラー等の専門家に意見を求めることができる。

(報 告)

第20条 相談員は、ハラスメントについて相談に応じた内容及び対応の経緯について防止対策委員会に報告しなければならない。

2 相談員は、事態が重大で速やかな措置が必要であると認めるときは、直ちに防止対策委員会にその旨を報告しなければならない。

3 相談員は、第1項及び前項の報告を行った後において重要な事実を知り得たときは、直ちに防止対策委員会にその旨を報告しなければならない。

(遵守事項)

第21条 相談窓口の担当者及び相談員は、任務を遂行するにあたり次の事項を遵守しなければならない。

- (1) 申立人の名誉及びプライバシーなどの人格権を侵害することのないよう慎重に対処すること。
- (2) 申立人の意向をできる限り尊重し、解決策を押しつけることのないよう留意すること。
- (3) 申立人に対する救済や対応策を講じるにあたってハラスメントにあたるような言動を行わないこと。

第5章 調停

(設置)

第22条 防止対策委員会は、ハラスメントに関して申立人から調停の申し立てがあり、必要と認めるときは、調停委員による調停をしなければならない。

(任務)

第23条 調停委員は、申立人及び被申立人（以下、双方を含めて「当事者」という）の主体的な判断により円満に解決することができるよう調停を進めることを任務とする。調停にあたっては、当事者がハラスメントについての認識を深めることができるよう配慮するものとする。

第24条 調停委員は、事案ごとに原則として3人とし、防止対策委員会の委員より選任する。

(選任)

第25条 構成員の選任にあたっては、次の事項に留意しなければならない。

- (1) 男女のバランスに配慮すること。
- (2) 当事者所属部署の関係者をできるだけ除外すること。

2 防止対策委員会は、必要に応じて外部の者を調停委員として加えることができる。

(任期)

第26条 委員の任期は、当該事案に関する調停が終了したときまでとする。

(委員)

第27条 調停委員長は、防止対策委員長の指名した者とし調停の進行を統括する。

(通知)

第28条 調停委員長は、申立人からの調停の申し出に応じて直ちに調停の日時及び場所を決め、当事者に通知する。

(付添人)

第29条 当事者は、調停に際して付添人を1人つけることができる。

(命令)

第30条 防止対策委員長は、必要と認める場合には、調停前及び調停中の措置として、被申立人に対して、調停の内容の実現を不能にし、もしくは著しく困難にするおそれのある行為の停止または排除を命ずることができる。

(注意義務)

第31条 調停委員は、調停を進めるにあたり次の事項に注意しなければならない。

- (1) 委員として何らかの解決策を当事者に押しつけることのないよう配慮すること。
- (2) 調停にあたり、被害者の抑圧や被害の揉み消しになるような言動は慎むこと。
- (3) 被申立人から「同意があった」旨の抗弁があった場合は、その有無について証明責任を申立人に負わせること。

(調停の終了)

第32条 調停は、次の各号の一に該当したときをもって終了することができる。

- (1) 当事者間で書面による合意が成立したとき。
- (2) 申立て人が調停の途中で調停の打ち切りを申し出たとき。
- (3) 相当期間内に当事者間に合意が成立する見込みがないと判断したとき。

(報告)

第33条 調停委員長は、調停が終了した場合には、直ちに防止対策委員会に経過及び結果を報告しなければならない。

第6章 調査

(設置)

第34条 防止対策委員会は、次の各号の一に該当する場合は、ハラスメントの事実関係について調査を行うため調査委員を設ける。

- (1) 申立人からハラスメントの裁定の申し立てがあったとき。
- (2) 防止対策委員会が救済、制裁及び環境改善のための措置が必要と判断したとき。

(任 務)

第35条 調査委員は、ハラスメントの事実関係について調査した結果を、前条第1号の申し立てがあったとき、又は前条第2号の判断がなされたとき以後2カ月以内に、防止対策委員会に報告しなければならない。ただし、2カ月以内に調査が完了しないときで、やむをえない事由がある場合には、相当期間延長することができる。

2 前項の任務遂行のため、調査委員は次のことを行う。

- (1) 当事者及び関係者から事情を聴取すること。
- (2) その他、当該事案の事実関係を明らかにするために必要な事項。

(人 数)

第36条 調査委員は、一つの事案につき3人とし、防止対策委員会の委員より選任する。

(選 任)

第37条 防止対策委員会は、調査委員の選任にあたっては、客観性、中立性及び公平性を確保するため、次の事項に留意しなければならない。

- (1) 男女のバランスに配慮すること。
- (2) 当事者所属部署の関係者をできるだけ除外すること。

2 調査委員には、必要に応じて外部の専門家もしくは弁護士を委員として加えることができる。

(任 期)

第38条 委員の任期は、当該事案に関する調査の任務が終了した時までとする。

(兼 務)

第39条 防止対策委員会の委員は、複数の事案の調査委員となることができる。

(委 員)

第40条 調査委員長は、防止対策委員長が指名する。

(委員以外の扱い)

第41条 調査委員長は必要があると認めるときは、防止対策委員会が審議し、委員以外の者の出席を求めることができる。

(注意義務)

第42条 調査委員は、調査を進めるにあたり、次の事項に注意しなければならない。

- (1) 調査にあたり、被等者の抑圧や被害の挟み消しになるような言動を慎むこと。
- (2) 被申立人から「同意があった」旨の抗弁があった場合は、その有無についての証明責任を被害者に負わせないこと。

(調査の終了)

第43条 調査は、次の各号の一に該当したときをもって終了することができる。

- (1) 調査委員の調査が終了した時。
- (2) 2カ月以内に調査が完了せず、相当期間延長しても完了する見込みがないとき。
- (3) その他、調査委員の調査の必要がなくなったと判断したとき。

(報告)

第44条 調査委員長は、調査が終了した場合には、直ちに防止対策委員会に経過と結果を報告しなければならない。

第7章 裁定

第45条 防止対策委員会が、前条の報告を受けた場合、当該事案に対して裁定を行うものとする。

第8章 処分

(教職員の処分)

第46条 学長は、防止対策委員会から教職員によるハラスメントに関する報告があったときは、その内容及び対応について理事長に報告し、理事長はそれを理事会に諮ったうえ、学園の就業規則に基づき、必要な処分を行うものとする。

(学生の処分)

第47条 学長は、防止対策委員会から学生によるハラスメントに関する報告があったときは、その内容及び対応について学生委員会に諮り、処分を決定する。

(意見表明)

第48条 処分について審議する際は、当事者に意見を表明する機会を与えなければならない。

(報告)

第49条 防止対策委員長は、学長から諮問のあった事項についてすみやかに審議し、その結果を学長に報告しなければならない。

第9章 守秘義務

(委員等の義務)

第50条 各委員、及び相談窓口者は、次の事項を遵守しなければならない。

- (1) 任務において知り得た事項について、任期中及び退任後も、この規定で定める場合を除き、決して他に漏らさないこと。
- (2) 当事者の名誉及びプライバシーなどの人格権を侵害することのないよう慎重に行動すること。

(守秘義務違反の処分)

第51条 学長は、各委員及び相談窓口担当者が前条に定める義務に反した時は、防止対策委員会にその調査と対応策を検討させ、その結果を理事長に報告する。理事長は、学長の報告に基づき理事会の議を経て、学園の就業規則に基づく必要な処分を行うものとする。

(意見表明)

第52条 処分について審議する際は、当事者に意見を表明する機会を与えなければならない。

第10章 雑則

(事務)

第53条 防止対策委員会及び各委員の事務は、学生課が行う。

(資料の保管)

第54条 ハラスメントに関する資料は学生課で保管する。

- 2 保管期間は10年とする。

附 則

- 1 この規程は平成23年6月15日から施行する。
- 2 青森大学セクシュアル・ハラスメント防止対策規程は平成23年6月15日をもって廃止する。

附 則

この規程の改正は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この規程の改正は、平成 25 年 5 月 10 日から施行する。

附 則

この規程の改正は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

青森大学科学研究費等公的研究費取扱規程

(趣旨)

第1条 青森大学（以下「本学」という。）における科学研究費等の競争的資金及び私立大学等經常費補助金一般補助金の対象となる青森大学研究費（以下「公的研究費」という。）の経理事務等の取扱いについては、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）、科学研究費補助金取扱規程（昭和40年文部省告示第110号）、その他別段の定めのあるもののほか、この規程の定めるところによる。

(最高管理責任者)

第2条 本学における公的研究費の運営・管理に関しては、学長が最高管理責任者としてこれを統括する。

(不正防止の方針)

第2条の2 公的研究費の交付を受ける研究担当者は、次に掲げる不正をしてはならない。

- (1) 関係法令及び学内規程に違反し、故意若しくは重大な過失による公的研究費の他の用途への使用、又は公的研究費交付の決定の内容やこれに付した条件に違反した使用をすること。
- (2) 「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン（平成26年8月26日文部科学大臣決定）」で示された次に掲げる「特定不正行為」と称される行為。
 - ① 捏造：存在しないデータ・研究結果等を作成すること
 - ② 改ざん：研究資料・機器・過程を変更する操作を行い、データ、研究活動によって得られた結果等を真正でないものに加工すること
 - ③ 盗用：他の研究者のアイデア、分析・解析手法、データ、研究結果、論文又は用語を当該研究者の了解又は適切な表示なく流用すること
- (3) 前号各号に掲げる行為の証拠隠滅又は立証妨害をする行為。

2 研究担当者は、不正にいささかも関わらないよう、細心の注意を払わなければならない。

(不正防止計画推進部署)

第2条の3 不正防止計画（「公的研究費の不正の防止計画」をいう。以下同じ。）を推進するため不正防止計画推進部署（以下「推進部署」という。）を置く。

- 2 推進部署の責任者に学長補佐（学長補佐が2名以上の場合、学長が1名を指名する）を充てる。
- 3 推進部署の責任者は、学長の監督のもと、不正防止計画を推進する業務を行う。
- 4 推進部署の構成員は、教職員の中から学長が指名する。

(遵守事項)

第2条の4 不正防止の方針及び不正防止計画の実効性を確保するため、研究活動において教職員は「青森大学における研究活動に関する行動規範」を遵守しなければならない。

2 公的研究費の申請を行う者、公的研究費の交付を受ける者、その他公的研究費の運営・管理に関わる全ての教職員は、定期的実施するコンプライアンス教育を受け、学長に対し法令遵守等を明記した誓約書(別紙1及び別紙2)を提出しなければならない。

3 公的研究費を使用して研究を行う教職員は、関係書類や研究データ等を配分機関等から指定される期間保存し、必要とされる場合には開示しなければならない。

(統括管理責任者)

第3条 本学における公的研究費の運営・管理に関して学長を補佐し、実質的な責任と権限を有する統括管理責任者に事務局長を充てる。

(コンプライアンス推進責任者)

第3条の2 学長の指示のもと、公的研究費の運営・管理に関する指導を推進するため、コンプライアンス推進責任者(以下「コンプライアンス責任者」という。)を置く。

2 コンプライアンス責任者は、学部長、事務局長を充てる。

3 コンプライアンス責任者は、次の業務を行う。

(1) 自己の管理監督又は指導する部局等においてコンプライアンス対策を実施し、状況を確認して学長に報告を行う。

(2) 不正防止を図るため、研究倫理教育責任者として部局等内の公的研究費の運営・管理に関わるすべての構成員に対し、定期的コンプライアンス教育を実施し、受講状況を管理監督するとともに、研究者倫理教育に努める。

(3) 自己の管理監督又は指導する部局等において、構成員が適切に公的研究費の管理・執行を行っているか等をモニタリングし、必要に応じて改善を指導する。

4 コンプライアンス責任者を補佐するため、コンプライアンス推進副責任者を置き、各学部の学科長、事務局次長を充てる。

(経理事務の委任)

第4条 学長は、公的研究費の交付を受けた後、公的研究費の経理を事務局長に委任するものとする。

(公的研究費の出納保管)

第5条 事務局長は、公的研究費の適正な執行を確保するため当該公的研究費の出納保管を総務課長に行わせるものとする。

(公的研究費の受入れ)

第6条 総務課長は、配分機関から公的研究費の送金があったときは、これを確認し、適切に管理しなければならない。

2 総務課長は、前項の送金があったときは、事務局長、学長及び研究担当者に通知するものとする。

3 預託により生じた利子は、前項に準じて受け入れ、研究に必要な経費に充てるものとする。
(研究に必要な物品購入等の手続き)

第7条 研究担当者は、研究に必要な物品の購入、役務行為（以下「物品購入等」という。）、旅費及び非常勤雇用者にかかる賃金、その他公的研究費の支出を要するものがあるときは、科学研究費等の公的研究費で支出する旨表示し、総務課長に請求するものとする。

2 総務課長は、前項の請求を受けたときは契約等の手続きを行い、公的研究費を支出しようとするときは、(物品・現金・振込み) 請求領収伝票を作成し、事務局長、学長及び理事長の決裁を受けなければならない。

3 総務課長は、公的研究費に関し業者と取引を行う場合は、原則として、不正行為を行わない等を約する誓約書を当該業者から徴収しなければならない。

4 物品購入等の事務手続きは、別に定めるところによる。

(非常勤雇用者の雇用及び勤務管理)

第8条 研究担当者は、研究実施の上で必要な非常勤雇用者を雇用しようとするときは、雇用計画書を作成し、事務局長及び学長の決裁を受けなければならない。

2 前項の非常勤雇用者の勤務状況については、総務課において把握するものとする。

3 非常勤雇用者の雇用手続きに関しては、別に定めるところによる。

(支出手続き)

第9条 公的研究費に係る物品購入等、旅費、非常勤雇用者の賃金等の支払いを行うには、学長の決裁を経なければならない。

(設備等の寄付)

第10条 学長は、研究担当者が公的研究費により設備、備品及び図書を取得したときは、直ちに総務課長に寄付受入れの手続きを行わせ、受け入れるものとする。

(帳簿)

第11条 総務課長は、公的研究費の出納保管に当たっては、研究担当者別に収支簿を備え、経理内容を明らかにしておかなければならない。

2 総務課長は、研究が終了したとき又は公的研究費の交付を受けた年度が終了したときは、費目別収支決算表を作成し、学長に報告しなければならない。

(内部監査)

第12条 学長は公的研究費が適正に使用されているかを検証するために、事務局長を長とする監査員に毎年定期的に又は必要に応じて随時内部監査を行わせるものとする。

2 監査員は、監査が終了したときは学長及び理事長に監査結果を書面で報告しなければならない。

(不正行為の告発・相談窓口)

第13条 不正行為に関わる告発、情報提供等のための窓口を置き、事務局長をこれに充てる。

2 事務局長は、公的研究費の取扱いに関する不正行為の告発の受付、相談、情報の整理を行い、学長に報告しなければならない。

3 公的研究費の取扱いに関して不正が発生したとき又は不正が発生したと疑われるときは、予備調査を行い、本格的な調査が必要と判断した場合には、調査のための委員会を設置するものとする。

(告発)

第14条 不正行為の疑いが生じた場合、次の各号に掲げる事項を示して不正行為の疑いについて告発することができる。

(1) 不正行為を行ったとする教職員等又はグループ等の氏名又は名称

(2) 不正行為の具体的内容

(3) 不正行為の内容を不正とする合理的理由

2 告発の受付は、書面、電話、FAX、電子メール、面談などの選択を可能とするが、告発は原則として顕名によるもののみ受け付ける。

3 前項の定めにかかわらず、匿名による告発があった場合、告発の内容に応じ、顕名の告発があった場合に準じた取扱いをすることができる。

第15条 この規程の改廃は、学長が行う。

附 則

この規程は、平成19年11月14日から施行する。

附 則

この規程は、平成26年10月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成27年2月16日から施行する。

平成 年 月 日

公的研究費使用にあたっての誓約書

青森大学 学長 殿

(自 署)

私 _____ は、平成 _____ 年度の公的研究費による研究を遂行するにあたり、下記事項を遵守することを誓約いたします。

記

- 1 公的研究費の原資の全部又は一部が国民の貴重な税金で賄われていることを十分認識し、研究計画に基づき、公正かつ効率的に使用するとともに、コンプライアンス及び研究者としての行動規範を遵守し、研究において不正行為を行わないこと。
- 2 公的研究費の使用にあたり、関係法令、配分機関が定める規程、使用ルール、本学が定める規程等を遵守すること。
- 3 公的研究費の使用にあたり、取引業者等の利害関係者との関係において、疑惑をもたれないよう、誠実に行動すること。
- 4 前各項に反し不正を行った場合は、大学や配分機関による処分の対象となり、法的責任を負担すること。
- 5 他の教職員と連携・協力し、公的研究費の不正使用防止に努めること。

平成 年 月 日

公的研究費運営・管理にあたっての誓約書

青森大学 学長 殿

(自 署)

私 _____ は、平成 _____ 年度の公的研究費による研究の運営・管理業務の遂行にあたり、下記事項を遵守することを誓約いたします。

記

- 1 公的研究費の原資の全部または一部が国民の貴重な税金で賄われていることを十分認識し、研究者が公正かつ効率的に使用しているかを注視し、コンプライアンス及び行動規範を遵守すること。
- 2 公的研究費の使用にあたり、関係法令、配分機関が定める規程、使用ルール、本学が定める規程等を遵守すること。
- 3 公的研究費の使用にあたり、取引業者等の利害関係者との関係において、疑惑をもたれないよう、誠実に行動すること。
- 4 前各項に反し不正を行った場合、あるいは関与した場合は、大学や配分機関による処分の対象となり、法的責任を負担すること。
- 5 他の教職員と連携・協力し、公的研究費の不正使用防止に努めること。

青森大学学位規程

(授与する学位)

第1条 青森大学（以下「本大学」という。）が授与する学位は、次のとおりとする。

経営学部	経営学科	学士（経営学）
社会学部	社会学科	学士（社会学）
ソフトウェア情報学部	ソフトウェア情報学科	学士（情報工学）
薬学部	薬学科	学士（薬学）

(学位の授与の要件)

第2条 学士の学位は、学長が卒業を認定した者に授与する。

(学位の授与及び学位記)

第3条 前条により本大学を卒業した者に、学長は、第1条に該当する学士の学位を授与する。

2 学位記は、別記様式のとおりとする。

(学位の取消)

第4条 学位を授与された者が、次の各号の一に該当するときは、授与した学位を、学長が取り消すものとする。

(1) 不正な方法により学位を受けた事実が判明したとき

(2) 学位を授与された者にその名誉を汚辱する行為があったとき

2 前項の規定により学位を取り消された者は、その学位記を本大学に返さなければならない。

(規程の改正)

第5条 この規程の改正は、学長が行う。

附 則

この規程は、平成11年4月1日から施行する

附 則

この規程は、平成14年4月1日から改正施行する。

附 則

- 1 この規程は、平成 16 年 4 月 1 日から改正施行する。
- 2 工学部の卒業を認定された者に授与する学位は、改正後の第 1 条の規定にかかわらず、当該学部が存続する間は、なおその効力を有するものとする。

附 則

- 1 この規程は、平成 2 1 年 4 月 1 日から改正施行する。
- 2 薬学部医療薬学科の卒業を認定された者に授与する学位は、改正後の第 1 条の規定にかかわらず、当該学科が存在する間は、なおその効力を有するものとする。

附 則

この規程は、平成 2 5 年 5 月 2 2 日から改正施行する。

附 則

この規程の改正は、平成 2 7 年 4 月 1 日から施行する。

別記様式（第 3 条第 2 項関係）

青森大学 学長 氏名 印	青森大学 ○○学部長 氏名 印	年 月 日	認め学士（○○）の学位を授与する	課程を修めて本学を卒業したことを	本学○○学部○○学科所定の	年 月 日 生	氏 名	本籍 ○○○	学位記
-----------------------	--------------------------	-------------	------------------	------------------	---------------	------------------	--------	-----------	-----

青森大学学習支援センター 規程

(設置)

第1条 青森大学に、青森大学学習支援センター（以下「センター」という。）を設置する。

(目的)

第2条 センターは、青森大学における学生の学習全般の支援及び学習環境の改善を行い、「学生中心の大学」

としての青森大学の教育機能の高度化に資することを目的とする。

(事業内容)

第3条 センターは、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) 学生向けの学習支援窓口の設置及び運営
- (2) 学修時間・教育の成果等に関する情報の収集・分析
- (3) スチューデント・アシスタント制度等の運営
- (4) 青森大学基礎スタンダード等、教育の質の向上のための支援
- (5) 学生の能動的な学びを推進するための新しい教育システムの開発
- (6) 青森大学「地域貢献センター」と連携した「集いのスペース」の運営
- (7) その他センターの目的達成のために必要な事項

(組織)

第4条 センターに、次の組織を置く。

- (1) 運営委員会
- (2) センター会議
- (3) IR推進室

(構成員)

第5条 センターには、次の職を置く。

- (1) センター長1名
- (2) 副センター長1名
- (3) センター員
- (4) IR推進室長及びIR推進室メンバー

(5) 学生スタッフ

第6条 センター長は、センターを代表し、センターの業務を統括する。

2 センター長は、学長をもって充てる。

第7条 副センター長は、センター長を補佐し、センター長に事故のあるときは、その職務を代行する。

2 副センター長は、本学専任教員の中から、学長が任命する。

3 副センター長の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

第8条 センター員は、第3条の各号に定める事業に関する業務に従事する。

2 センター員は、本学専任教職員の中から、学長が任命する。

3 センター員の任期は1年とする。ただし、再任を妨げない。

第9条 学生スタッフは、センター員の指導のもので、第3条の各号に定める事業に関する業務を行う。

2 学生スタッフは、運営委員会の構成員が推薦した本学学生の中から、センター長が任命する。

3 学生スタッフの任期は1年とする。ただし、再任を妨げない。

第10条 センターの事務は、青森大学事務局が行う。

(運営)

第11条 センターに運営委員会を置き、次の各号について審議し決定する。

(1) センターの事業計画に関する事項

(2) 学長の諮問事項

(3) その他センターの運営に関する重要事項

2 運営委員会は、次の構成員をもって組織し、委員長は、センター長とする。

センター長、副センター長、教務委員長、FD委員長、学生委員長、各学部の教務委員の中から学長が任命した1名ずつの教員

3 運営委員会は、センター長が招集し、議長となる。

4 運営委員会は、構成員の2/3以上で成立するものとする。

5 センター長は、必要に応じて委員以外の者を出席させて、意見を聞くことができる。

- 第12条 センターに、センター会議を置き、第3条に定める事業の遂行に関する事項を審議する。
- 2 センター会議は、第5条に定めるセンターの構成員で組織し、必要に応じて本学教職員を加えることができる。
 - 3 センター会議は、センター長が招集し、議長となる。

- 第13条 センターにIR推進室を置き、主に第3条第2号の「学修時間・教育の成果等に関する情報の収集・分析」を行い、必要に応じて、大学の計画立案等の意思決定に必要な情報等を収集する。
- 2 IR推進室は、室長とメンバー複数名で構成する。
 - 3 室長は、副センター長をもって充てる。室長の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。
 - 4 メンバーは、センター長が任命する。メンバーの任期は1年とする。ただし、再任を妨げない。

(規程の改廃)

第14条 この規程の改廃は、運営委員会が審議し、学長が行う。

附 則

この規程は、平成25年9月18日から施行する。

附 則

この規程の改正は、平成26年8月26日から施行する。

附 則

この規程の改正は、平成27年4月1日から施行する。

青森大学学生委員会規程

(目的)

第1条 この規程は、青森大学学則第56条の規定に基づき、本大学に学生委員会（以下「委員会」という。）を置き、その必要な事項を定めることを目的とする。

(審議事項)

第2条 委員会は、次の各号に掲げる事項を審議する。

- (1) 課外活動に関する事
- (2) 福利厚生及び健康管理に関する事
- (3) 生活相談及び指導に関する事
- (4) 奨学金及び授業料の減免に関する事
- (5) 学生の賞罰に関する事
- (6) その他学生に関する事

(組織)

第3条 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 学生部長
 - (2) 各学部の教授、准教授、講師及び助教のうちから各学部2名
 - (3) 学生課長及び学生課長補佐
 - (4) その他学長が必要と認めた者
- 2 委員長は、学生部長があたる。
- 3 委員会に副委員長を置き、学長が命ずる。
- 4 第1項第2号及び4号の委員は、学長が命ずる。

(学部学生委員会)

第4条 委員会に、学部ごとに学部学生委員会を置き、委員会及び教授会から付託された事項を審議するものとする。

- 2 学部学生委員会の運営については、委員会が別に定める。

(会議)

第5条 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。

- 2 委員長が不在のときは、副委員長が議長の職務を代行する。

3 委員がやむを得ない理由により出席できないときは、代理の者を出席させることができる。

(定足数)

第6条 委員会は、構成員の3分の2以上の出席をもって成立する。

(委員の任期)

第7条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(委員以外の者の出席)

第8条 委員長は、必要に応じ委員以外の者を出席させて意見を聞くことができる。

(議事録及び報告)

第9条 委員長は、議事録を作成し、学長及び教授会に報告するものとする。

(庶務)

第10条 委員会の庶務は、学生課において処理する。

附 則

この規程は、昭和56年4月1日から施行する。

附 則

この規程の改正は、平成4年4月1日から施行する。

附 則

この規程の改正は、平成9年4月1日から施行する。

附 則

この規程の改正は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この規程の改正は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この規程の改正は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

青森大学学生懲戒規程

(目的)

第1条 この規程は、青森大学学則第65条(以下「学則」という。)に規定する懲戒に関する手続きについて定めることを目的とする。

(懲戒の対象とする者)

第2条 この規程において懲戒の対象とする者は、学部学生(以下「学生」という。)とする。

(懲戒の考え方)

第3条 懲戒は、学生が第5条に規定する懲戒の対象となる行為を行った場合、本学における教育研究の秩

序を維持するとともに、学生の本分を全うさせるために行うものである。

2 懲戒は、懲戒の対象となる行為の様態、結果等を総合的に検討し、教育的配慮に基づいて行う。

3 懲戒により学生に課す不利益は、懲戒目的を達成するため、必要最小限にとどめなければならない。

(懲戒の対象となる期間)

第4条 懲戒の対象とする期間は、入学後、本学の学籍を有する期間とする。

(懲戒の対象となる行為)

第5条 懲戒の対象となる行為は、学則及び本学の諸規程に違反する行為、又は学生としての本分に反する行為をいう。

2 学生の本分に反する行為は、次の各号に掲げるものをいう。

- (1) 社会的諸秩序に対する侵犯行為(犯罪行為)
- (2) 重大な交通法規違反
- (3) ハラスメント行為
- (4) 学問倫理に反する行為

- (5) 情報倫理に反する行為
- (6) 学生の学習、研究及び教職員の教育研究活動等の正当な活動を妨害する行為
- (7) 試験等における不正行為
- (8) 本学の信用を著しく失墜させる行為その他の学生の本分に反する行為

(懲戒の種類)

第6条 学則第65条第2項の懲戒の種類は、次のとおりとする。

- (1) 訓告 文書により注意を与え、将来を戒める。
 - (2) 停学 6か月以内の有期とし、この間の登学を禁止する。
 - (3) 退学 学生としての身分を剥奪する。この場合、再入学は認めない。
- 2 停学の期間は、学則第5条に規定する在学期間から減じる。

(懲戒の発議)

第7条 教職員は、学生の懲戒の対象となり得る行為を確認したときは、直ちに当該学生の所属する学部の

学部長に報告し、学部長は、速やかに学長及び学生部長に報告するものとする。

(懲戒委員会)

第8条 学長は、学生部長と協議し、懲戒の対象となり得ると判断した場合は、学則第56条に規定する学

生委員会の下に、速やかに懲戒委員会を設置するものとする。

2 懲戒委員会は、当該行為の事実関係、懲戒処分の要否及び内容について、教育的観点を踏まえ調査を行

い、処分に関する方針を学生委員会に付議する。

3 懲戒委員会は、懲戒相当行為に係わる事実確認、処分に関する方針案の作成に当たっては、当該学生に

対し、懲戒相当行為である旨を告知し、口頭による意見陳述の機会を与えるものとする。ただし、当該学

生が、心身の故障、身柄の拘束、その他の事由により、口頭による意見陳述ができないときは、親族若し

くは保証人又は代理人による意見陳述又は意見提出の機会を与えるものとする。

4 前項に規定する代理人は、当該学生又は保証人若しくは親族が指名した者とする。

5 当該学生が、意見陳述の機会を与えられたにもかかわらず、正当な理由がなく欠席し、又は大学側から

示した期限までに文書を提出しなかった場合は、当該権利を放棄したものとみなす。

(懲戒委員会の組織等)

第9条 懲戒委員会委員は、学生部長、当該学生が所属する学部の教員（複数）、学生課長をもって充てる。

2 懲戒委員長は、学生部長が務める。

(懲戒処分案)

第10条 学生委員会は、懲戒委員会の作成した処分に関する方針について審議し、当該学生が所属する学

部長の意見も参考に、懲戒処分案を作成する。

(処分の決定)

第11条 学長は、学生部長から提出された懲戒処分案に基づき、懲戒処分を決定する。

(懲戒処分の告知)

第12条 学長は、懲戒処分を決定した場合は、当該学生に通知しなければならない。

2 懲戒処分の通知は、懲戒処分書を当該学生に交付することにより行う。ただし、交付することが不可能

な場合には、他の適当な方法により通知する。

(懲戒処分の公示、公表)

第13条 学長は、懲戒処分を行った場合は、原則として学内に公示する。

2 学内公示の期間は、懲戒の発効日を含め2週間とする。

3 学長は、懲戒処分を行った場合は、懲戒処分について必要に応じて学外に公表することができる。

(自宅待機の処置)

第14条 第7条の報告を受けた学長は、学生部長と協議の上、当該学生及び他の学

生の利益のために必要

と判断した場合は、当該学生に対し、懲戒処分が決定するまでの間、自宅待機を言い渡すことができる。

2 自宅待機の期間は、停学の期間に算入する。

(懲戒処分決定前の学籍移動)

第15条 当該学生から、懲戒処分の決定前に、退学又は休学の願い出があった場合は、学長はこれを受け、受理しないものとする。

(停学処分中の指導)

第16条 学生部長は、停学処分中の学生の定期的な面談及び指導を行うものとする。

(再審査)

第17条 懲戒処分を受けた学生は、当該処分に係わる事実の承認、新事実の発見、その他正当な理由が

ある場合は、文書により学長に対して、再審査の請求を行うことができる。

2 学長は、前項の請求を受理した場合には、速やかに学生委員会の議を経て、審査の可否を決定しなければならない。

3 学長は、審査の必要があると判断した場合は、指名した者に対し、第8条から第11条の規定を準用した再審査を行わせる。

4 審査の必要がない場合には、学長は、速やかに、その旨を文書で当該学生に通知する。

5 再審査の請求は、原則として懲戒処分の効力を妨げない。

(審議の非公開)

第18条 学生の懲戒に関する学生委員会及び懲戒委員会の審議は、全て非公開とする。

(事務)

第19条 学生の懲戒に関する事務は、学生課において処理する。

(改正)

第20条 この規程の改正は、学生委員会が審議し、学長が行う。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

青森大学学生募集タスクフォースの設置及び運営について

平成27年12月16日

学長裁定

(青森大学学生募集タスクフォース設置の趣旨)

現在の学生募集を劇的に向上させることは、本学最重要の課題である。そのためには、全教職員が役割を担うことが必須である。このタスクフォースの構成員はもとより、構成員とされていない教職員についても、学生募集について様々な役割を担うことが必要である。この前提の下、学生募集活動を大学として主体的かつ効果的に実施するために、学生募集に経験や意欲のある教職員が本学の現状を踏まえて議論を行い、学長が学生募集の方向性・方略を決定し、全教職員で有効性の高い学生募集を展開しなければならない。タスクフォースが行う学生募集活動は、学生募集に直接つながるものが中心となるが、大学の教育研究活動の充実、施設設備の整備などによる魅力の向上と対外発信広報との密接なかかわりを考慮して活動することが必要である。

繰り返しとなるが、本学の学生募集活動は、全教職員で行う活動である。

(目的)

第1条 この裁定は、学則第16条に定められた「入学を志願する者」の募集に関する活動を主体的に実施するために、青森大学学生募集タスクフォース（以下「タスクフォース」という。）を置き、その運営に必要な事項を定めることを目的とする。

(タスクフォースの任務)

第2条 タスクフォースの任務は、次の各号に掲げる事項とし、学長の指示により速やかに実施する。

- (1) 学生募集についての広報活動に関することなど
- (2) 大学案内の作成に関することなど
- (3) 奨学金・特待制度の適用に関することなど
- (4) 高校訪問に関することなど
- (5) 進学相談会に関することなど
- (6) 入試懇談会に関することなど

- (7) 大学見学会に関する事など
- (8) オープンキャンパスに関する事など
- (9) スポーツ・文芸特待選抜に関する事など
- (10) 学生募集に関連する教育・研究活動の状況などの発信に関する事など
- (11) その他、学生募集に関して必要と認められる事

(組織)

第3条 タスクフォースは、次の構成員をもって組織する。

- (1) 学長
- (2) 学長補佐 (4名)
- (3) 各学部長 (4名)
- (4) 事務局長、事務局次長
- (5) その他、学長が指名する教職員

2 タスクフォースにタスクフォース長を置き、学長をもって充てる。

3 タスクフォースに副タスクフォース長を置き、学長補佐(学生募集担当)をもって充てる。

(タスクフォース会議)

第4条 タスクフォース長は、タスクフォース会議を招集し、副タスクフォース長が議長となる。

2 タスクフォース長が不在のときは、副タスクフォース長がその職務を代行する。

3 学生募集活動の方針は、必要に応じて、タスクフォース会議で審議し、学長が決定する。

4 タスクフォース会議は、各班の任務の遂行の状況などを確認し、機動的に学生募集活動を進めるため適宜開催し、各班の情報交換・連携を円滑に行う。

(委員以外の者の出席)

第5条 タスクフォース会議は、必要に応じ委員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(班の設置)

第6条 タスクフォースの目的・機能を円滑かつ適切に達成するため、タスクフォースの下に1号から10号までの班を設置し、班の任務は以下に定める。各班の構成員の中から班リーダーを指名する。各班は、タスクフォース長の統括の下、各班のリーダーを中心に任務を遂行する。

(1) 大学案内立案班：大学案内の作成（奨学金・特待制度冊子等を含む）に関することなど

(2) オープンキャンパス班：オープンキャンパスの実施計画の策定及び実施など

(3) 大学見学会班：大学見学会に関する事、進学相談会に関する事、入試懇談会に関する事など

(4) スポーツ・文芸特待選抜班：スポーツ・文芸特待選抜に関する募集計画の策定及び実施など

(5) 薬学部学生募集班：薬学部の学生募集計画の策定及び実施など（高校訪問、高校との接続、連携に関する事など）

(6) 経営学部・社会学部・ソフトウェア情報学部学生募集班：経営学部・社会学部・ソフトウェア情報学部の学生募集計画の策定及び実施など（高校訪問、高校との接続、連携に関する事など）

(7) 青森山田高校募集班：青森山田高校に特化した学生募集の募集計画の策定及び実施など

(8) 留学生募集班：留学生募集に関する募集計画の策定、実施など

(9) 編入学学生募集班：編入学生募集に関する募集計画の策定、実施など

(10) 広報班：学生募集についての広報活動、学生募集に関連する教育・研究活動の状況及び魅力などの発信に関する事など

2 その他、学生の大学満足度向上に寄与し、学生募集に有効な大学改革に関する事など学生募集に関して必要と認められる事については、副タスクフォース長を中心に全学的連携により実施する。

3 第1項で定める班の構成員は、タスクフォース長が指名する各学部の教員及び事務局職員とする。

(議事録及び報告)

第7条 学部長は、タスクフォース会議の議事録及び各班の活動状況を各学部の教授会に報告する。

(事務)

第8条 タスクフォースの事務は、事務局が行う。

(雑則)

第9条 この裁定に定めるものの他、タスクフォースの運営などに必要な事項は、タスクフォースが別に定める。

(改正)

第10条 この裁定の改正は、学長が行う。

附 則 1 この裁定は、平成27年12月16日から施行する。

- 2 青森大学学生募集委員会規程は、平成27年12月16日（この裁定が効力を発した時点）をもって廃止する。青森大学学生募集委員会が行ってきた業務は、タスクフォースが引き継いで実施するものとする。

青森大学教育職員資格基準規程

(目的)

第1条 この規程は、青森大学教育職員選考規程第2条に規定する選考の基準を定めることを目的とする。

(共通事項)

第2条 本学の教育職員となることのできる者は、本学の建学精神と教育方針への深い理解と熱意を有し、人格高潔で、かつ教育研究に識見を有する者でなければならない。

(教授の資格)

第3条 教授となることのできる者は、次の各号のいずれかに該当し、大学における教育を担当するのにふさわしい教育研究上の能力を有すると認められる者とする。

- (1) 博士の学位（外国において授与されたこれに相当する学位を含む。）を有し、研究上の業績を有する者
- (2) 研究上の業績が前号の者に準ずると認められる者
- (3) 大学において教授、准教授、専任講師の経歴がある者
- (4) 芸術、体育等については、特殊の技能に秀でていと認められる者
- (5) 専攻分野について、特に優れた知識及び経験を有すると認められる者

(准教授の資格)

第4条 准教授となることのできる者は、次の各号のいずれかに該当し、大学における教育を担当するのにふさわしい教育研究上の能力を有すると認められる者とする。

- (1) 前条各号のいずれかに該当する者
- (2) 大学において准教授、専任講師又は助教の経歴がある者
- (3) 修士の学位（外国において授与されたこれに相当する学位を含む。）を有する者
- (4) 研究所、試験所、調査所等に在籍し、研究上の業績があると認められる者
- (5) 専攻分野について、特に優れた知識及び経験を有すると認められる者

(講師の資格)

第5条 講師となることのできる者は、次の各号のいずれかに該当し、大学における教育を担当するのにふさわしい教育研究上の能力を有すると認められる者とする

- (1) 第3条又は第4条に規定する教授又は準教授となることができる者
- (2) 修士の学位（外国において授与されたこれに相当する学位を含む。）を有する者
- (3) 専攻分野について、大学における教育を担当するにふさわしい教育上の能力を有すると認められる者

(助教の資格)

第6条 助教となることのできる者は、次の各号のいずれかに該当し、大学における教育を担当するのにふさわしい教育上の能力を有すると認められる者とする。

- (1) 第3条各号又は第4条各号のいずれかに該当する者
- (2) 修士の学位（外国において授与されたこれに相当する学位を含む。）を有する者
- (3) 専攻分野について、知識及び経験を有すると認められる者

(助手の資格)

第7条 助手となることのできる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 学士の学位（外国において授与されたこれに相当する学位を含む。）を有する者
- (2) 前号に準ずる能力を有すると認められる者

(特任教授の資格)

第8条 特任教授となることのできる者は、次の各号のいずれかに該当し、大学における

教育を担当するのにふさわしい教育研究上の能力を有すると認められる者とする。

- (1) 専攻分野について、特に優れた知識及び経験を有すると認められる者
- (2) 専門分野において長年の優れた実務経験がある者

(特任准教授)

第9条 特任准教授となることのできる者は、次の号に該当し、大学における教育を担当するのにふさわしい教育研究上の能力を有すると認められる者とする。

- (1) 専攻分野について、特に優れた知識及び経験を有すると認められる者
- (2) 専門分野において長年の優れた実務経験がある者

(特任講師)

第10条 特任講師となることのできる者は、次の号に該当し、大学における教育を担当するのにふさわしい教育研究上の能力を有すると認められる者とする。

- (1) 専攻分野について、特に優れた知識及び経験を有すると認められる者
- (2) 専門分野において長年の優れた実務経験がある者

(特任助教)

第11条 特任助教となることのできる者は、次の号に該当し、大学における教育を担当するのにふさわしい教育研究上の能力を有すると認められる者とする。

- (1) 専攻分野について、特に優れた知識及び経験を有すると認められる者
- (2) 専門分野において長年の優れた実務経験がある者

(大学院教員の資格)

(削除)

(非常勤講師の資格)

第13条 非常勤講師の資格については、第5条の規定を準用する。

附 則

この規程は、平成9年4月1日から施行する。

附 則

この規程の改正は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この規程の改正は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この規程の改正は、平成25年4月1日から施行する。

青森大学教職課程委員会規程

(目的)

第1条 青森大学に教職課程委員会(以下「委員会」という。)を置き、教職課程の運営に資するため、必要な事項を定めることを目的とする。

(審議事項)

第2条 委員会は、次の各号に掲げる事項を審議する。

- (1) 教職課程の履修方法及び運用に関すること
- (2) 教育実習に関すること
- (3) 教員採用試験に関すること
- (4) その他教職課程を履修する学生に関すること

(組織)

第3条 委員会は、各学部の教授、准教授、講師及び助教のうちから各学部3名以内の委員を持って組織する。

2 委員会に委員長及び副委員長を置き、学長が命ずる。

3 第1項の委員は、学長が命ずる。

(学部教職課程委員会)

第4条 委員会に、必要に応じて学部ごとに学部教職課程委員会を置き、当該学部にかかわる事項を審議するものとする。

2 学部教職課程委員会の運営については、委員会が別に定める。

(会議)

第5条 委員長は、委員会を召集し、その議長となる。

2 委員長が不在のときは、副委員長が議長の職務を代行する。

3 委員がやむを得ない理由により出席できないときは、代理の者を出席させることができる。

(定足数)

第6条 委員会は、構成員の3分の2以上の出席をもって成立する。

(委員の任期)

第7条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
2 委員は、再任されることができる。

(委員以外の者の出席)

第8条 委員長は、必要に応じ委員以外の者を出席させて意見を聞くことができる。

(議事録及び報告)

第9条 委員長は、議事録を作成し、学長及び教授会に報告するものとする。

(庶務)

第10条 委員会の庶務は、教務課において処理する。

附 則

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この規程の改正は、平成27年4月1日から施行する。

青森大学教務委員会規程

(目的)

第1条 この規程は、青森大学学則第56条の規定に基づき、本大学に教務委員会（以下「委員会」という。）を置き、その必要な事項を定めることを目的とする。

(審議事項)

第2条 委員会は、次の各号に掲げる事項を審議する。

- (1) 学年、学期その他教務に関すること
- (2) 教育課程及び履修方法の運用に関すること
- (3) 教養教育の実施及び学部間調整に関する事項
- (4) 各学部の教務に関する調整事項
- (5) その他全学的に共通な教務事項

(組織)

第3条 委員会は、次に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 教務部長
- (2) 各学部の教授、准教授、講師及び助教のうちから各学部2名
- (3) 事務局長及び教務課長
- (4) その他学長が必要と認めた者

2 委員長は、教務部長があたる。

3 委員会に副委員長を置き、学長が命ずる。

4 第1項第2号及び4号の委員は、学長が命ずる。

(学部教務委員会)

第4条 委員会に、学部ごとに学部教務委員会を置き、当該学部にかかわる事項を審議するものとする。

2 学部教務委員会の運営については、委員会が別に定める。

(会議)

第5条 委員長は、委員会を召集し、その議長となる。

- 2 委員長が不在のときは、副委員長が議長の職務を代行する。
- 3 委員がやむを得ない理由により出席できないときは、代理の者を出席させることができる。

(定足数)

第6条 委員会は、構成員の3分の2以上の出席をもって成立する。

(委員の任期)

第7条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 委員は、再任されることができる。

(委員以外の者の出席)

第8条 委員長は、必要に応じ委員以外の者を出席させて意見を聞くことができる。

(議事録及び報告)

第9条 委員長は、議事録を作成し、学長及び教授会に報告するものとする。

(庶務)

第10条 委員会の庶務は、教務課において処理する。

(改正)

第11条 この規程の改正は、委員会が審議し、学長が行う。

附 則

この規程は、昭和56年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成4年4月1日から施行する。

附 則

この規程の改正は、平成9年4月1日から施行する。

附 則

この規程の改正は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この規程の改正は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この規程の改正は、平成25年9月25日から施行する。

附 則

この規程の改正は、平成27年4月1日から施行する。